

## ○池田町移住定住居住環境整備事業補助金交付要綱

平成29年10月1日告示第64号

### 池田町移住定住居住環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、池田町における少子高齢化及び人口流出等による人口の減少を抑制するため、当町への新規転入者及び町内在住者に対し、予算の範囲内において池田町移住定住居住環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 当町の住民として永住の意思をもって居住し、5年以上継続して当町の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠が当町にあることをいう。
- (2) 転入者 平成29年10月1日以降に、他の市区町村の住民基本台帳から当町の住民基本台帳に記録された者をいう。
- (3) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (4) 空き家 居住を目的として建築した住宅又はこれに附属する工作物及びその敷地（立木竹その他の土地に定着する物を含む。）であって、年間を通じて居住していないものをいう。
- (5) 中古住宅 過去に人の居住の用に供されていた物件で、売却又は5年以上引き続き賃貸できる物件をいう。
- (6) 改修工事 住宅の修繕、補修、模様替え、改築、増築、設備改善等の工事のうち、建物本体に係るものをいう。
- (7) 町内業者 町内に事務所を有する住宅建設関連事業者で、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けた法人又は個人で町長が認めるものをいう。

(補助金対象事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費、補助金の交付対象者及び補助金額等は、別表のとおりとし、補助金の額に千円未満の額が生じた場合、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、同一の空き家について、同一の補助事業につき1回限りとする。

(補助金の交付条件)

第4条 補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該事業の対象となる空き家が池田町空き家バンク制度実施要綱（平成29年池田町告示第62号）の規定により空き家バンクへ登録されていること。
- (2) 空き家改修事業は対象経費が10万円以上で、町内業者が施工するもの。ただし、池田町住宅耐震改修事業補助金交付要綱（平成17年池田町告示第22号）に定める対象事業の対象経費に該当しているものについては、補助金の対象としない。
- (3) 空き家解体事業の跡地について、延べ床面積が40平方メートル以上でかつ一部が専ら自己の居住の用に供される戸建住宅を建築すること。
- (4) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は市区町村税の滞納がないこと。

(交付申請)

第5条 申請者は、池田町移住定住居住環境整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
  - (2) 補助対象経費の内訳が分かる見積書
  - (3) 補助事業実施前の状態を撮影した写真
  - (4) 対象となる空き家の地図及び間取り図
  - (5) 登記簿の謄本その他の対象となる空き家の所有者であることを証する書類又は賃貸借契約書その他の対象となる空き家を借りていることを証する書類
  - (6) 世帯全員の町民税納税証明書。ただし、町外から転入した者がいる場合においては転入前の市区町村が発行した世帯全員の市区町村税納税証明書。
  - (7) 同意書（空き家解体事業を申請する場合に限る。）（様式第3号）
  - (8) その他町長が必要と認める書類
- （交付決定）

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、池田町移住定住居住環境整備事業補助金交付決定・却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに池田町移住定住居住環境整備事業補助金変更・中止・廃止承認申請書（様式第5号）により町長に申請し、その承認を得なければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、池田町移住定住居住環境整備事業補助金変更・中止・廃止承認書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、池田町移住定住居住環境整備事業補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 補助事業完了時の状態を撮影した写真
- (3) 滅失証明書又は解体証明書（空き家解体事業に限る）
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（交付額の確定）

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めたときは、池田町移住定住居住環境整備事業補助金確定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 申請者は、前条の補助金確定通知書に基づき補助金の交付を請求しようとするときは、池田町移住定住居住環境整備事業補助金交付請求書（様式第9号）により、町長に対し補助金を請求するものとする。

（補助金の返還）

第11条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、補助金返還命令書（様式第10号）により、既に交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1）虚偽、その他不正な手段により、当該補助金の交付を受けたとき。
- （2）当該補助金を目的外に使用したとき。
- （3）補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に交付対象となった住宅を売り渡し、又は居住しなくなったとき。
- （4）この要綱の規定に違反したとき。
- （5）その他町長が補助金の返還を相当と認めたとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助事業	補助対象経費	補助金の交付対象者	補助金額
空き家改修事業	町内業者に発注して実施する10万円以上の改修工事に要する経費で町長が適当と認めるもの	自ら居住するために空き家バンク登録物件を所有者から購入した者または賃借する者で市区町村税の滞納のない者	補助対象経費の2分の1に相当する額。ただし、50万円を限度とする。
空き家整備事業	廃棄物の処分、ハウスクリーニング等空き家を居住の用に供するために必要な整備に要する経費で町長が適当と認めるもの。ただし、空き家解体事業を申請する場合を除く。	次のいずれかに該当する者で、市区町村税の滞納のない者 （1） 空き家バンク登録物件について売買契約又は賃貸借契約を締結した所有者 （2） 自ら居住するために空き家バンク登録物件を所有者から購入した者又は賃借する者	30万円を限度とする補助事業
空き家解体事業	空き家の解体及び除却（解体等に必要な樹木伐採費を含む）に要する経費で町長が適当と認めるもの	空き家バンク登録物件について、売買契約を締結した所有者若しくは解体後の土地を延べ床面積が40平方メートル以上でかつ一部を専ら自己の居住の用に供する戸建て住宅を建築する者で、市区町村税の滞納のない者	補助対象経費の2分の1に相当する額。ただし、50万円を限度とする。